

事務連絡
令和7年7月9日

保護者各位

秋田県立大曲高等学校就学支援金担当

令和7年度高等学校等就学支援金等の申請について

令和7年度の高等学校等就学支援金および高校生等臨時支援金の申請手続きが開始されましたので、配布書類等を確認いただき、手続きを進めてくださるようお願いします。

1 配布書類

- ① 令和7年度就学支援金および臨時支援金申請手順書
- ② マイナンバー収集台帳【2、3年生のみ】

※ e-s h i e nシステムのマニュアル等は、学校Webサイトにて公開しておりますので、そちらをご確認ください。

2 作業期限

次の①から③を、令和7年7月23日（水）までに完了してください。

- ① e-s h i e nでの申請登録
- ② G o o g l eフォームへの回答【別紙、QRコード②】
- ③ マイナンバー収集台帳の提出【提出が必要な方のみ】

3 その他

（1）メールアドレスの登録確認

本通知よりも前に、e-s h i e nシステムから手続き開始に関するメールが送信されております。当該メールを受信していない場合は「前回登録時に連絡先アドレスの登録を誤った」もしくは「フィルター（迷惑メール設定）にはじかれた」ことが考えられます。登録アドレスおよびフィルター設定の確認をお願いします。

（2）所得情報の提出方法について

今回から、個人番号登録者にマイナンバーカード等の写しの提出が義務づけられました。マイナンバーカードをお持ちの方で、スマートフォン等でマイナポータルとの連携作業ができる方は、そちらの方法に変更していただきますと、提出書類が一つ減ります。ご興味のある方は、学校Webサイトに掲載した「収入情報提出方法の変更」をご覧ください。

－担当－

秋田県立大曲高等学校 事務室

事務長補佐 石塚 祐樹

電話 0187-63-4004

ishizuka-yuuki@pref.akita.lg.jp

令和7年度就学支援金および臨時支援金申請手順書

大曲高校事務室

春頃に報道されたとおり、授業料無償化制度が拡充されました。今回手続きを行うことで、従来の「就学支援金」または新設された「臨時支援金」のどちらかを受給できるようになります。

簡単なフロー図を作成しましたので、ご自身の状況を一度整理した上で、必要な申請手続きを行ってくださるようお願いいたします。

1 高校生授業料無償化補助金（就学支援金、臨時支援金）の申請にかかるフロー

Q1 現在、就学支援金を受給していますか？

A1-1 いる ➡ Q2にお進みください。

A1-2 いない ➡ Q3にお進みください。

Q2 引き続き、就学支援金の受給を希望しますか？

A2-1 する ➡ Q4にお進みください。

A2-2 しない ➡ 選択肢はありますが「する」を希望してくださるようお願いいたします。

Q3 就学支援金および臨時支援金の受給を希望しますか？

A3-1 する ➡ Q4にお進みください。

A2-2 しない ➡ 選択肢はありますが「する」を希望してくださるようお願いいたします。

Q4 e-shienのログイン用IDとパスワードはお持ちですか？

A4-1 もっている ➡ 各種説明書を確認の上、申請手続きを行ってください。

A4-2 もっていない ➡ 下記QRコード①から、IDの再発行申請を行ってください。ID受領後、申請手続きを行ってください。



<https://forms.gle/NjEw1BZeSHDLab8s8>

裏面につづく

2 状況別の申請方法および提出書類について

就学支援金等の申請はe－s h i e nシステムを利用するのオンライン申請ですが、一部情報については、学校への書類提出が必要となります。現状および申請方法別の提出書類は、次の表のとおりです。

(1) 現在、就学支援金を受給している方 【Q1の回答が、A1－1だった方】

所得情報 提出方法 → ↓ 学年	マイナポータル連携で行う方	個人番号入力で行う方
1年生	①就学支援金申請確認書	①就学支援金申請確認書
2、3年生	①就学支援金申請確認書	①就学支援金申請確認書 ③マイナンバー収集台帳

※1 e－s h i e nシステムにおける申請登録の最後に、臨時支援金の受給意向を確認するボタンが表示されますが、そちらはクリックせずに画面を閉じてください。

(2) 現在、就学支援金を受給していない方 【Q1の回答が、A1－2だった方】

所得情報 提出方法 → ↓ 学年	マイナポータル連携で行う方	個人番号入力で行う方
1年生	②就学支援金申請確認書兼臨時支援金申請確認書	②就学支援金申請確認書兼臨時支援金申請確認書
2、3年生	②就学支援金申請確認書兼臨時支援金申請確認書	②就学支援金申請確認書兼臨時支援金申請確認書 ③マイナンバー収集台帳

※2 e－s h i e nシステムにおける申請登録の最後に、臨時支援金の受給意向を登録するボタンが表示されますので、そちらをクリックし、画面の指示に従って臨時支援金の申請を行ってください。

※3 ①および②の書類については、本校における業務デジタル化の試験実施中につき、Google フォーム登録にて処理しております。e－s h i e nシステムへの回答登録後は、下記RQコード②からGoogle フォームに移動いただき、意向等を登録ください。

<https://forms.gle/ReFMb6HErCCFgs9c7>



保護者各位

秋田県立〇〇高等学校事務室

高等学校等就学支援金申請確認書

現在受給されている就学支援金について、毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、収入状況の届出が必要となります。7月分以降の受給資格の確認作業を行いますので、次の該当する項目に○印をつけて、下記の期限までにこの用紙を事務室に提出してください。

また、7月分以降の受給を希望される方は、原則オンライン申請をしていただきますので、指定の期日まで届出手続きをしてください。

※就学支援金は、マイナンバーに基づき、保護者等の地方税情報を確認した上で、支援の対象となる生徒を決定します。市町村民税等が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。また、就学支援金の支給遅れの原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。

所得制限未満の場合、就学支援金の受給対象となります。

所得制限

令和7年度の「(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除の額の合計額」が
304,200円未満の世帯

※所得制限(304,200円)未満は、保護者(父・母等)の合算により判断します。

現在、就学支援金を受給している方



引き続き受給を希望します。



受給を希望しません。

■授業料を負担していただきます。
年額118,800円(月額9,900円)

オンライン申請（就学支援金のみ）

※オンライン申請が難しい場合は 事務室へお問合わせください。

【審査の結果】

(認定) 7月以降の授業料負担はありません。

(不認定) 学校より「高校生等臨時支援金」の申請について、連絡いたします。

※就学支援金で不認定になった方は「高校生等臨時支援金」の申請をしていただくことで、授業料が無償化となります。

※「オンライン申請」は、別添「申請者向け利用マニュアル」を参考に申請してください。

※オンライン申請が難しい場合は、事務室より申請書類等を配布しますので必要書類を添えて提出してください。

提出期限 月 日()※厳守

学年・組

生徒氏名

連絡先(氏名・続柄)

(電話番号)

保護者各位

秋田県立〇〇高等学校事務室

高等学校等就学支援金 申請確認書

高校生等臨時支援金

県立高等学校に在学する生徒は、授業料を納入する必要がありますが、申請手続きをしていただくことで、授業料相当額の支援を受けることができます。今年度は、保護者等の所得により、次の2つの制度を利用していただくことで、「授業料の無償化」を実施します。

(就学支援金及び臨時支援金は、生徒が支払うべき授業料に充てられ、実質無償となります。)

①高等学校等就学支援金 ・年収約910万円未満世帯※1の高校生

②高校生等臨時支援金 ・年収約910万円以上世帯 の高校生

※1 年収は両親の一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合の目安です。

①就学支援金と②臨時支援金の申請手続きは、オンライン申請で同時に手続きできますので、次の該当する項目に〇印を付けて、指定の下記の期限までに、この用紙を事務室に提出してください。(就学支援金の判定結果を用いて、臨時支援金の受給資格の判定を行います。)

なお、受給を希望される方は、原則オンライン申請をしていただきますので、指定の期日までに申請手続きをしてください。

※就学支援金は、マイナンバーに基づき、保護者等の地方税情報を確認した上で、支援の対象となる生徒を決定します。市町村民税等が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。また、就学支援金の支給遅れの原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。

所得制限

※所得制限未満の場合、就学支援金の受給対象となります。

令和7年度の「(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除の額の合計額」が
304,200円未満の世帯

※所得制限(304,200円)未満は、保護者(父・母等)の合算により判断します。

現在、就学支援金を受給していない方



受給を希望します。



受給を希望しません。

■授業料を負担していただきます。
年額118,800円(月額9,900円)

オンライン申請(就学支援金・臨時支援金)

※オンライン申請が難しい場合は 事務室へお問合わせください。

【審査の結果】

就学支援金(認定)→授業料の負担はありません。(※臨時支援金は不認定となる)

就学支援金(不認定)→臨時支援金が認定になることで、授業料が無償化になります。

※「オンライン申請」は、別添「申請者向け利用マニュアル」を参考に申請してください。

※オンライン申請が難しい場合は、事務室より申請書類等を配布しますので必要書類を添えて提出してください。

提出期限 月 日()※厳守

学年・組

生徒氏名

連絡先(氏名・続柄)

(電話番号)

※学校担当者記入欄	大曲高校	R－	－ 0 0 5 － 0 2 － 0 0 3 6 －
-----------	------	----	---------------------------

年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

下記のものは申請生徒在学中において、秋田県教育庁高校教育課が、下記事務に係る事務手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務	
・ 高等学校等就学支援金	・ 高等学校等奨学給付金

生徒	学年・クラス及び番号	年 組 番
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	平成 年 月 日
	住所	〒

同意者 ①	生徒との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	昭和 平成 年 月 日
	住所	〒 ☐ 生徒と同居
同意者 ②	生徒との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	昭和 平成 年 月 日
	住所	〒 ☐ 生徒と同居

記載要領

- 1 同意者①・②の欄は自ら署名を行うこと。
- 2 住所は、現在の住所を記載すること。
生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックすること。
- 3 同意者①・②の個人番号等提出書類については、裏面の「同意者①」「同意者②」欄に貼付してください。

マ イ ナ ン バ ー 収 集 台 紙

学年・クラス及び番号	年	組	番
生徒氏名			

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。 ※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

同 意 者 ①	身元確認書類添付欄	番号確認書類添付欄
	【添付書類】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	【添付書類】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面 ☐ 個人番号通知カード ☐ 住民票（個人番号付き）
	身元確認書類 添付箇所	番号確認書類 添付箇所

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。 ※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

同意者②	身元確認書類添付欄	番号確認書類添付欄
	【添付書類】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	【添付書類】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面 ☐ 個人番号通知カード ☐ 住民票（個人番号付き）
	身元確認書類 添付箇所	番号確認書類 添付箇所

No.	個人番号提供者氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）													
①							—						—			
②							—						—			

事務担当者確認例

R25-1

秋田県教育委員会教育長 様

提出日を必ず記載してください。

年 月 日

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書 (例)

下記のものは申請生徒在学中において、秋田手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な個人番号を利用することに同意します。

**e-Shienの番号を
右上に記載してください。**

※ R-25-005-99-9999-0001
→この場合、R25-1と記載する。

る事務
って、

該当事務		・ 高等学校等就学支援金		・ 高等学校等奨学給付金		
生徒	学年・クラス及び番号	1 年 2 組 3 番				
	ふりがな	あきた たろう				
	氏名	秋田 太郎				
	生年月日	平成 15 年 1 月 10 日				
		〒000-0000				
同意者①		〇—〇				
		父				
		あきた いちろう				
		秋田 一郎				
		平成 49 年 1 月 1 日				
同意者②	住所	〒		■生徒と同居		
	生徒との続柄	母				
	ふりがな	あきた はなこ				
	氏名	秋田 花子				
	生年月日	(昭和) 平成 50 年 3 月 3 日				
同意者②	住所	〒		■生徒と同居		

- ・ 生徒及び保護者の記載された生年月日・住所が、e-Shienの申請情報と相違ないか。
- ・ 保護者の記載された生年月日・住所が、裏面の身元確認書類・番号確認書類と相違ないか。

記載要領

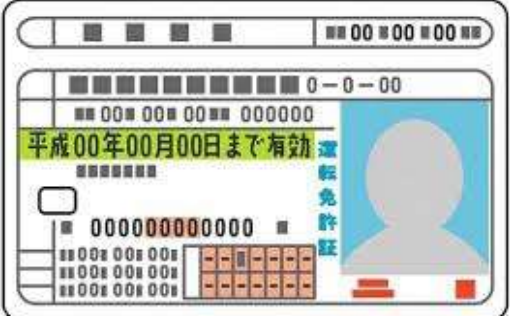
- 1 同意者①・②の欄は自ら署名を行うこと。
- 2 住所は、現在の住所を記載すること。
生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックすること。
- 3 同意者①・②の個人番号等提出書類については、裏面の「同意者①」「同意者②」欄に貼付してください。

マイナンバー収集台紙（例）

学年・クラス及び番号	1 年	2 組	3 番
生徒氏名	秋田 太郎		

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

	身元確認書類添付欄	番号確認書類添付欄
同意者①	【添付書類】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面 ☒ 運転免許証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	【添付書類】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面 ☒ 個人番号通知カード ☐ 住民票（個人番号付き）
	 ・住所変更をしていないか →住所変更している場合は、 裏面の住所変更記載部分の写しが必要	 ・住所変更をしていないか →住所変更している場合は、 通知カードは使用できません

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

	身元確認書類添付欄	番号確認書類添付欄
同意者②	【添付書類】 ☒ 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面 ☐ 運転免許証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	【添付書類】 ☒ 個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面 ☐ 個人番号通知カード ☐ 住民票（個人番号付き）
		 住民票は、裏面に貼付しないでください。

No.	個人番号提供者氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）													
①	秋田 一郎	父	1	2	3	4	—	5	6	7	8	—	9	0	0	0
②							—	5	4	3	2	—	1	0	0	0

※提出不要な個人番号は提出しないでください。
住民票と一緒に表示された家族の個人番号は、
黒塗りする等の処理をお願いします。
（例）自己情報取得した方
保護者ではない方（祖父母等）
住民票に記載された家族の個人番号

・記入されているか
・番号確認書類の番号と相違ないか